

掲 示

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により掲示します。

令和 8 年 9 月 8 日

愛媛県知事 中村 時 広



1 保安林予定森林の所在場所

西予市野村町予子林 7418、7423、7431、7432

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

野村町予子林 7418・7423・7431・7432（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

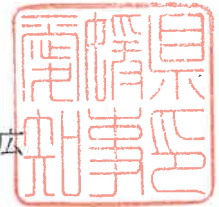
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

掲 示

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により掲示します。

令和 8 年 9 月 8 日

愛媛県知事 中村 時 広



1 保安林予定森林の所在場所

西予市野村町高瀬 1113、1117

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

野村町高瀬 1113・1117（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）